



図書館システムをリニューアル

～ 図書館カードのオンライン申請・

スマートフォン図書館カード表示機能 ～

図書館システムのリニューアルに伴い、令和7年1月5日（日）午前10時から、図書館や電子図書館の利用に必要な図書館カード作成の手続きをインターネットで申請できるサービスを開始します。

このサービスにより、図書館から離れた地域に住む方や多忙などで図書館への来館が困難な方が一度も来館することなく、いつでもどこでも電子図書館を利用できるようになります。

併せて、スマートフォンが図書館カードの代わりとなる便利な機能として、図書館カードをスマートフォンやタブレットで表示するサービスも開始します。

同システムのリニューアルおよび年末年始のため、令和6年12月24日（火）から令和7年1月4日（土）まで市立図書館・石橋図書館・移動図書館は休館（電子図書館の利用は可能）します。

実施時期（オンライン申請・スマートフォン図書館カード）

令和7年1月5日（日）午前10時開始

オンライン申請の手続き

- ・対象：市内に在住・在勤・在学で、図書館の利用登録をしていない方
- ・内容：図書館を初めて利用する際の手続き
- ・方法：図書館ホームページから申込フォームで申請

オンライン申請の留意事項

- ・審査があるため、登録作業には数日かかります。
- ・従来のカードタイプの図書館カードは発行しません。
- ・図書館カードをすでにお持ちの方は新たに登録する必要はありません。



問い合わせ 図書館 TEL072・751・2508